

消防危第 47 号
平成 3 年 5 月 28 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物の規制に関する規則の一部改正について(通知)

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成 3 年自治省令第 20 号)が本日公布され、平成 3 年 6 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令(平成 2 年政令第 119 号)等の施行により、自動火災報知設備の感知器として炎感知器が使用可能になることに伴い、感知器を設置すべき位置について壁を追加するほか、自動火災報知設備の警戒区域の定義の明確化を図ったものである。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導されるようお願いする。

記

第 1 改正事項

1 自動火災報知設備の警戒区域の定義について、火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域と改めたこと。(第 38 条第 2 項第 1 号関係)

2 消防法施行令等の改正により導入されることとなった炎感知器については、壁面においても有効に火災の発生を感知できることから、感知器の設置すべき位置について、壁を追加したこと。(第 38 条第 2 項第 3 号関係)

第 2 施行期日

平成 3 年 6 月 1 日から施行することとしたこと。